

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13292

研究課題名（和文）台湾原住民族社会と身分登録書類：多文化時代のエスニシティに関する制度の研究

研究課題名（英文）The Indigenous People of Taiwan and Documentation

研究代表者

松岡 格（Matsuoka, Tadasu）

獨協大学・国際教養学部・教授

研究者番号：40598413

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：台湾における先住民族社会と身分登録書類の関係性についての研究を行った。本研究を通じて台湾におけるエスニシティと制度の関係について、現在の制度が、過去の制度のあり方と深く関係していることが明らかになった。日本による植民地統治が行われた20世紀前半から台湾に対して近代国家による制度的一元化が試みられたが、その一元化の過程で把握・記録された多元性が、データとして蓄積されたことが、戦後の政策にも影響を与えた。特にいわゆる多文化主義が公定化した後の学術実践を通じて制度にも反映された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

世界の多くの国では、社会の中で文化の異なる人々が共存していることが一般的になっており、また人々もこのことを認識して社会生活を行っている。本研究では現在も多文化主義が採用されている台湾において、特に重要な位置づけがなされている先住民族の身分登録制度に関して、近代国家による統治との関係性が具体的に明らかになった。文化的多様性と制度との関係について検証する際に重要なデータとなる。

研究成果の概要（英文）：The theme of this research project is relations between Documentation and the Society of the Indigenous people of Taiwan. Through this research project, it is suggested that the history of institutional unification of state administration affected the policies around multiculturalism in Taiwan. Although the goal for the state is the unification, the rulers of Taiwan recognized, and recorded the multiplicities of the local society, so the multiplicity is registered as data, and the data is reused in the postwar Taiwan.

研究分野：地域研究、文化人類学

キーワード：エスニシティと制度 一元化と多元性

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は台湾の先住民族、台湾原住民の居住地域を主な事例として、近代国家による統治が地域社会に与えた影響についての調査・研究を継続的に行ってきた。近年は特に国家統治者が地域社会に対して行う可視化に関わる政策・施策について積極的な調査・議論を行ってきた。

ここで言う「可視化」とは、近代国家が統治対象である特定の地域に対して行う、地域社会の状況を見通しやすくするために用いる政策や施策、あるいは制度に関わるものである。戦前に台湾に対する植民地統治を行った大日本帝国は、台湾原住民の伝統的居住地域、「蕃地」に対してこのような意味での可視化を行った。「蕃地」に対する可視化は、例えば「蕃地」の地図作製、「蕃地」住民に関する統計データ収集などがわかりやすい例であるが、研究代表者は本研究開始前後から、特に身分登録書類が社会に与えた影響について注目するようになっていた。

以上のような経緯で、研究代表者は原住民社会に対する国家統治、可視化が与えた影響についての分析を一步進める上で、公的書類が社会に与えた影響について調査することが重要との認識に至り、特にエスニシティに関わる身分登録書類を題材とした研究を構想するに至った。

2. 研究の目的

本研究の研究目標は、原住民社会と身分登録書類との関係についての分析を通して多文化時代のエスニシティに関する制度についての研究成果の公開を目指す、というものである。

世界の多くの国々において、一国内に多様な文化を持つ人々が居住して、ともに社会生活を送っていくことが当たり前になっている。これは、いわゆる多文化主義が採用されている国においては言うまでもないとして、日本のような多文化主義を採用していない国にも例外なく多文化時代が訪れているといえる。多文化主義の継続的実施と発展・深化という点では先進地域と言える台湾について制度に関する研究を行うことは、多文化時代の現実に対する分析を深める上で、多文化共生などの日本における今後の社会生活に関して重要な研究蓄積となる。

多文化時代の世界における社会・文化の分析において重要なキーワードとなるのがエスニシティである。エスニシティについての研究においてかつて注目を集めたのはアイデンティティについての研究や論考であったが、近年エスニシティに関わる制度に対する研究関心が高まってきた。特に多文化時代の今日においてはエスニシティに関わる制度の分析が重要である。そこで研究代表者は、多様なエスニック・グループが共存しており、かつ多文化主義が採用され、また積極的に実施している台湾について、台湾原住民居住地域を主な事例として、身分登録書類を主な題材として、エスニシティに関わる制度の研究を行うこととした。

3. 研究の方法

本研究は、上記の研究目的のもと、主に(1)多文化主義や多文化時代のエスニシティやその制度に関する研究や、台湾原住民社会の変化に関する研究や、他のエスニック・マイノリティとの比較研究と、(2)台湾現地における現地調査、を2本の柱として調査研究を行った。

研究期間中に感染症拡大期に入ったため、このうち(2)の現地調査が実施困難となった。そのため、これまでの研究経験をふまえて対応を検討した結果、オンラインでの台湾現地との研究交流を構想するに至った。実施するための準備を整えるためにかなりの時間を費やしたが、この方法により台湾現地の研究者からの知見提供などを通して、現地調査の補足を行うことができた。この方法を用いることで、研究成果の公開を通して本研究成果を台湾現地に還元できたことも重要である。

4. 研究成果

いわゆる多民族国家や、多文化主義が採用されている国においては、社会生活において文化の多様性や、エスニシティについて理解することが重要であることは言うまでもないだろう。

本研究の研究成果からは、エスニック・カテゴリーの起源と近代国家による身分登録制度の整備との関係が強く示唆される。本研究を通じて台湾におけるエスニシティと制度の関係について、現在の制度が、過去の制度のあり方と深く関係していることが明らかになった。日本による植民地統治が行われた20世紀前半から台湾に対して近代国家による制度的一元化が試みられたが、その一元化の過程で把握・記録された多元性が、データとして蓄積されたことが、戦後の政策にも影響を与えた。特にいわゆる多文化主義が公定化した後の学術実践を通して制度にも反映されたことが指摘できる。詳しくは、以下のようなことが明らかになった。

日本植民地統治下の台湾で身分登録書類が作成され、身分登録制度が整備されていったことは、統治対象住民に関する情報を把握し、植民地統治に生かそう、という点に出発点があったと見られる。統治者たる日本人にとって、台湾現地社会は文化を異にする人々が居住する地域であり、そのような地域の状況は(日本国内の状況以上に)見通しにくかったと考えられる。台湾現地の土地や人についての情報を掌握し、台湾社会の状況を見通しやすくするすなわち可視化するために、地図作製や統計データの把握などが精力的に行われたのは、これが一つの要

因であったと考えられる。本研究で注目している身分登録制度の整備もその意味での可視化の一環として行われたのであり、身分登録書類というのはその可視化に用いられる手段「可視化ツール」であったと言える。

こうした可視化を通して台湾現地についての情報を掌握した植民地当局（大日本帝国台湾総督府）は、やがていわゆる同化主義的な政策を志向するようになり、法的・行政的にもいわゆる「内地延長主義」を強めることとなった。エスニシティに関わる記載項目と、それを含む身分登録の様式も、1930年代に台湾の身分登録制度が日本の「戸籍」と同等の身分登録制度として公認されることによって、大きな変化をとげた。

以上のような台湾に対する植民地統治の方針の沿革（変更の流れ）は台湾の普通行政区、いわゆる「平地」についての説明としてあてはまるものであるが、これと台湾の面積の半分近くを占める原住民居住地域「蕃地」の状況は分けて考える必要がある。本研究で明らかにした「蕃地」の状況は、次の通りであった。

まず地理的領域（地域）としての「蕃地」に対する領域的統合は「平地」と比べて相対的に不完全なものであった。そもそも植民地当局が「蕃地」に対する実効支配を確立したのは日本統治開始から20年近くたってからであったし、「蕃地」の普通行政区への編入は、日本統治時代終了まで実現しなかった。

これに対して「蕃地」に住む人間に対する統合、現地住民の人的統合、すなわち原住民の国民共同体への編入・統合は、特に日本統治時代の末期になって急速に進められた。そこでポイントとなるのが、本研究で注目した身分登録である。

上記のように「蕃地」に対する行政的一元化が実現されなかったにもかかわらず、「蕃人」に対する（臣民としての）身分の一元化が実行に移された。具体的には、「台湾の戸籍」作成が原住民に対しても行われるようになったのである。日本内地の「戸籍」と台湾現地の「戸口調査簿」との区別は維持されたので不完全な形ではあるが、台湾の「戸口調査簿」が日本の戸籍と同等のものと公的に認定され、その編製対象地域に「蕃地」も編入されることで、身分登録記載事項の統一、身分登録の制度的一元化が達成されたのである。身分登録の面では、可視化され、掌握されることを出発点ではあったが、台湾原住民に対して一定の権利付与が行われるに至ったのである（ただし、その権利付与は形式的なものであり、原住民本人にとっての何らかの権益につながったとは言えないことには注意が必要である）。

このような戦前の台湾における身分登録制度のあり方について理解する際に重要な概念が法的多元状況（法的多元主義と法的多元状況の区別については下掲の業績（松岡、2020 および 2021）参照）である。日本統治時代末期、つまり第二次世界大戦終了時まで、日本、台湾の平地、台湾の蕃地は法的多元状況にあったと言える。つまり日本については「戸籍法」、台湾の平地については「戸口規則」、台湾の蕃地については（台湾特有の）警察法規、という異なる身分登録についての法規が並存していた。これについて日本人の身分については「戸籍法」、台湾人の身分については「戸口規則」、原住民の身分については警察法規によって把握・管理されていたと言い換えてもよい。

そのような身分登録書類に設定されていたのがエスニック・カテゴリーに関わる「種族」欄であった。つまり異文化によって動く台湾現地住民社会について把握するために設定されたのが現在のエスニシティ認識につながるエスニック・カテゴリーであった。これについて本研究の研究成果を用いて言い換えると、行政的一元化を目指す近代国家が、一元化を達成するために、台湾に実在した多元状況を把握・記録するために（近代的分類範疇としての排他的な）エスニック・カテゴリーが導入された、とすることができるだろう。

このことは、戦後の台湾、特に多文化主義が公定化した後の台湾におけるエスニシティに関する制度のあり方について考える際に極めて重要な理論的ポイントとなる。なぜなら、この、当時は一元化を目指して掌握・記録され、結果的に戦後台湾に継承された多元性がデータとして戦後に引き継がれ、多文化主義公定化後の社会实践、学術実践を通して制度的多元主義に関わる政策やそれに関わる社会・学術実践に再利用されたからである。

既述のように、本研究は台湾の先住民族、台湾原住民の事例を通して、エスニシティに関する制度的アプローチからの研究を進めて、多文化時代の社会理解・分析に貢献することを目指して始められた。本研究において多文化時代のエスニシティに関して身分登録書類に焦点を絞って研究を進めることで、現在の台湾における制度のあり方に影響を与えた制度的多元状況について実証的研究を進めることが重要であることが明らかになった。上記のように近代国家は身分登録書類などを用いて統治対象地域社会を可視化することを通して社会に関する情報を全数的に掌握し、さらにその地域の制度的一元化を貫徹することを目指した。

上記の制度的多元状況、あるいはそれと対応するエスニシティに関わるカテゴリー設定は、いわば国家統治が領域的に区別して適用したその一元化の時間差が生み出したものであるとも言えるが、本研究からみて重要なのは、その時間差が生み出した文化的差異についての記録（あるいは集団を想定した、集団間の違いについての記録）およびそのデータの継続的保存が、多文化時代を支える制度の構築にとって重要なデータとなった、ということである。

この戦後台湾における多文化主義公定化後の制度的多元主義と、戦前における多元状況は異質なものである。後者は法的・行政的一元化が目指されつつも、実際には多元的な制度が並存しているという状況を指すものであり、一元化を目指すという目標のもと、その多元的状況は克服すべき課題として認識されていたはずである。これに対して前者はすでに法的・行政的一元化

が達成された後に認められるに至った多元主義、いわゆる国民として同一の法や制度に縛られながらも、(例えば台湾原住民の先住民族身分に関わる)特定の集団に対して特別な規範の適用が認められるものである。とはいえ、このように決定的な違いが存在する一方で、国民統合のためにあえて多様性を肯定するという面では共通している、という言い方もできるかもしれない。もう一つ本研究において明らかになったこととして、歴史的には、あるいは実際の制度の運用においても、この両者が連続していたことが重要である。多文化時代のエスニシティに関する制度運用において、いかに可視化データを再利用するのか、ということがキーとなる、ということが指摘できる。文化的多様性を許容する社会において、可視化データの再利用の方法が課題となる、と言い換えてもよいだろう。

<参考文献>

- 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』(名古屋大学出版会)
- キムリッカ(Will Kymlicka)『多文化時代の市民権』(晃洋書房),1998
- スコット(James C. Scott), *Seeing Like a State*(Yale UP),1998
- タマナハ(Brian Tamanaha), "Understanding Legal Pluralism", *Sydney Law Review*, Vol.No.3, pp.375-411, 2008
- バークレイ(Paul Barclay)『帝国棄民』(台湾大学出版中心), 2020
- ベントン(Lauren Benton), *Law and Colonial Cultures* (Cambridge UP),2002
- 松岡格、「台湾原住民社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について：戸口調査と姓名登記をめぐって」『マテシス・ユニウエルサリス』第22巻第1号、2020、43-79
- 松岡格、「植民地統治下台湾における原住民の身分登録：身分登録書類の歴史、原住民社会に対する可視化・流用、と臣民統合」『マテシス・ユニウエルサリス』第23巻第1号、2021、49-82
- ヨブケ(Christian Joppke)『軽いシティズンシップ』(岩波書店), 2013

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 松岡 格 | 4. 巻 第23巻第1号 |
| 2. 論文標題 安全と民主の相剋：戦後台湾における可視化と戸籍行政をめぐる争奪戦 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 マテシス・ウニウェルサリス | 6. 最初と最後の頁 45-84 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 松岡 格 | 4. 巻 第23巻第1号 |
| 2. 論文標題 植民地統治下台湾における原住民の身分登録：身分登録書類の歴史、原住民社会に対する可視化、流用、と臣民統合 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 マテシス・ウニウェルサリス | 6. 最初と最後の頁 49-82 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 松岡 格 | 4. 巻 第22巻第1号 |
| 2. 論文標題 台湾原住民社会の可視化、人的資源の流用と「蕃地」「蕃人」の編入・統合について | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 マテシス・ウニウェルサリス | 6. 最初と最後の頁 43-79 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松岡 格 | 4. 巻 147 |
| 2. 論文標題 台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 国立民族学博物館調査報告 | 6. 最初と最後の頁 107-126 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|